事業主の方へ

町県民税の給与天引き

特別徴収は事業主の義務です



特別徴収とは

事業主（給与支払者）が従業員（納税義務者）に代わり、所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員の方に支払う給与から町県民税を天引きし、納入していただく制度です。

特別徴収は、法令で事業主に義務付けられています。原則すべての従業員（パート、アルバイトなどを含む）が特別徴収の対象です。

特別徴収の仕組み

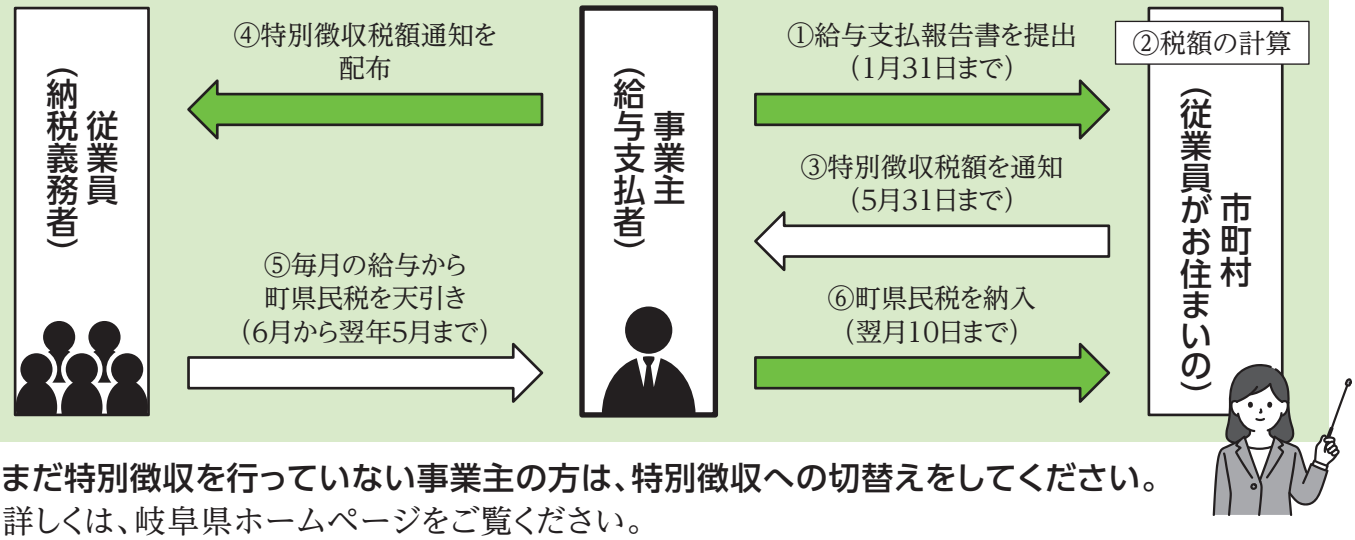

まだ特別徴収を行っていない事業主の方は、特別徴収への切替えをしてください。

詳しくは、岐阜県ホームページをご覧ください。

また、現在町県民税を普通徴収（ご自身で納付）されている方で、特別徴収（給料天引き）を希望される方は、勤務先（事業主）を通じてのお手続きとなります。お勤め先の給与・総務担当部署へご相談ください。

個人住民税（特別徴収）の支払いは「地方税共通納税システム」が便利です

システムを使うことで、町県民税の支払事務の負担を大幅に軽減することができます。

システムでできる4つのこと

1. 金融機関の窓口に出向くことなく、職場や自宅からパソコンで電子納付
2. 事前に登録した金融機関の口座を指定して直接納付する「ダイレクト納付」
3. 納付先の地方公共団体の指定金融機関でない金融機関からでも納付
4. 複数の地方公共団体に一括で納付

手数料無料

詳しくは、地方税共同機構ホームページをご覧ください。

問税務課　☎388-1112

住みなれた自宅での生活を支えます。
訪問看護ステーションしのぶ
ケアプランセンターしのぶ
株式会社しのぶ
岐阜県羽島郡笠松町北及180番地
第2カトービル　1階　A号室
TEL　058-218-2277　FAX　058-218-2278

７５年間に、心からの感謝を。
ともに歩んできた地域のみなさまと一緒に、
はたらくの、その先へ。
75 DIGITAL PARTNER 75TH ANNIVERSARY
75周年イベント　2027年2月16日～17日　都ホテル岐阜長良川
中部事務機株式会社　本年も、ありがとうございました。
(本社)岐阜市都通1丁目15番地